

東京都十一市競輪事業組合制限付き一般競争入札実施基準

第1 趣旨

この基準は、東京都十一市競輪事業組合制限付き一般競争入札要綱（令和5年要綱第2号。以下「要綱」という。）第13の規定に基づき、制限付き一般競争入札の実施について必要な事項を定めるものとする。

第2 対象工事等

制限付き一般競争入札は、次の各号に掲げる建設工事に係る契約（単価契約を除く。）について行う。

- (1) 設計金額が500万円（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）
以上の建設工事
- (2) 設計金額が500万円以上の工事に係る設計、調査及び測量の業務委託
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が制限付き一般競争入札により実施することが適当と認めた建設工事等

第3 対象者の範囲

要綱第3に規定する対象工事等の種類及び設計金額による対象者の範囲は、別表に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する契約の対象者の範囲は、別に定めることができる。

- (1) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和52年条例第3号）第2条に規定する契約
- (2) 制限付き一般競争入札に付し、不調又は中止となった契約と同一又は同種の契約
- (3) 対象工事等の金額、内容及び入札に参加することができる者の数等の状況により管理者が必要と認める契約

附則

この基準は、令和5年7月31日から施行する。

別表（第3関係）

1 工事請負

業種	設計金額	対象者の範囲		
		建設業許可	経審の総合評定値	地域区分
道路舗装工事 水道施設工事 下水道施設工事 一般土木工事 建築工事	3,000万円未満	一般 特定	1,000点未満	京王閣競輪場 所在(調布)市内 本店
	3,000万円以上 5,000万円未満		500点以上 1,200点未満	
	5,000万円以上 9,000万円未満		600点以上 1,200点未満	
	9,000万円以上 1億5,000万円未満		600点以上	
	1億5,000万円以上 3億円未満	特定	750点以上	京王閣競輪場 所在(調布)市内 本店・支店 多摩地域本店・ 支店
	3億円以上			京王閣競輪場 所在(調布)市内 本店・支店 都内本店・支店
電気工事 給排水衛生工事 空調工事 その他の工事	3,000万円未満	一般 特定	1,000点未満	京王閣競輪場 所在(調布)市内 本店
	3,000万円以上 7,000万円未満		500点以上 1,200点未満	
	7,000万円以上 1億5,000万円未満		600点以上	
	1億5,000万円以上 3億円未満	特定	750点以上	京王閣競輪場 所在(調布)市内 本店・支店 多摩地域本店・ 支店
	3億円以上			京王閣競輪場 所在(調布)市内 本店・支店 都内本店・支店

※入札参加資格申請に必要な経審（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定に基づき国土交通大臣又は都道府県知事が行う経営事項審査をいう。）の業種が複数ある業者については、最も高い総合評定値を適用する。

2 工事に係る設計、測量等の委託

業種	設計金額	対象者の範囲
		地域区分
工事に係る設計、 調査及び測量	500万円以上	京王閣競輪場所在市内(調布市内)本店・支店 都内本店・支店